

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称	施策I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり
---------	----------------------------

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	畜産課長 原 正三	電話番号	0852-22-5132
----------	-----------	------	--------------

事務事業の名称	家畜疾病危機管理対策事業		
目的	(1) 対象	畜産に係る生産者等	
	(2) 意図	家畜伝染病が発生した場合には、即時に防疫態勢を整え、緊急に清浄性確認とまん延防止対策を図る必要があるため、こうした不測の事態に備えて常に危機管理対応を可能とする対策費を予算措置する。また、発生時に県が主体となり、緊急の防疫措置を実施することを明確にすることにより、生産者からの早期通報を促す。	
事業概要	家畜伝染病が発生した場合には、発生農場の飼養規模に関わらず即時に防疫体制を整備しまん延を防止する必要があるため、こうした不測の事態に備え、いつでも防疫措置が開始できる体制を維持する。		

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 重要な家畜伝染病の発生率	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	%
		取組目標値						
	式・定義 重要な家畜伝染病の発生件数/県内畜産農家戸数	実績値	0.0	0.3	0.1			
		達成率	-	-	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	21,518	200,000
うち一般財源 (千円)	18,886	128,000

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 中国や韓国、台湾など近隣諸国で、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが続発している。
- 国内では、平成29年度に、これまで発生がなかった四国地方（香川県）で高病原性鳥インフルエンザが発生。
- 近年、高病原性鳥インフルエンザが発生した県では、家畜伝染病予防法で定める防疫指針に基づき、原則として24時間以内の殺処分及び72時間以内の焼埋却措置の完了が実行されている。
- 県内では、平成22年度に高病原性鳥インフルエンザが発生した以降、特に重要な家畜伝染病は発生していないものの、平成28、29年度には蔓延すると養牛経営に多大な影響を及ぼすヨネ病が各1件発生している。

## 6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 防疫指針に準拠した迅速な防疫措置を実施する体制を整備するため、高病原性鳥インフルエンザの診断に必要な機器を整備するとともに、新たに防疫資機材の備蓄庫を整備し、備蓄資機材を増強した。
- これにより、原則として24時間以内の殺処分が可能な体制が整えられた。
- 畜産農家に対する衛生指導を徹底することにより、引き続き県内における重要な家畜伝染病の発生を防ぐことが出来ている。
- また、ヨネ病の発生に対して、家畜伝染病予防法に基づき、牧場全頭の緊急的な清浄性確認検査を実施することにより、本病のまん延を防ぐことが出来ている。

## 7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 万一の重要な家畜伝染病の発生に備えて、迅速な検査や防疫措置を実施するための体制を維持・強化していく必要がある。

②困っている状況が発生している「原因」

- 近隣諸国からの人や物、野鳥等の移動に伴い、国内へ家畜伝染病が進入するリスクが依然として高い
- 防疫体制を強化しているにもかかわらず、毎年のように国内でも高病原性鳥インフルエンザ等が発生しており、予防対策のみでは蔓延を防止できない

③原因を解消するための「課題」

- 備蓄防疫資材を活用した防疫演習の継続実施
- 備蓄防疫資材の補充・更新、検査体制の更なる強化

## 8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

重要な家畜伝染病の発生時に迅速かつ的確に初動防疫を実施し、さらに、家畜伝染病予防法に基づく緊急的な清浄性確認検査等の実施によりまん延を防止するため、危機管理態勢の強化に努めることが重要であり、本事業において必要な措置を継続実施する。